

## スケトウダラ太平洋系群「先行利用」見直しについて

## 第 1 基本となる考え

漁期前の資源評価では予測できない、資源評価対象海域外からと推定される大量来遊が発生した場合の、来遊起源及び来遊量推定が確定するまでの間の暫定的な調整弁。

## 第 2 見直し（案）

## 1 発動要件

以下の二点を満たした場合に 2 の措置が発動する。

- ・ 道南太平洋地域のうち渡島地域と胆振地域における 10 月の実採捕日の 1 日当たり平均採捕量が 500 トンを越えること
- ・ 道南太平洋地域における 11 月の実採捕日の 1 日当たり平均採捕量が 600 トンを越えること

## 2 発動措置

(1) ある漁期年（X 年）に発動要件を満たした場合、資源評価対象海域外から大量来遊があったものとみなし、その漁期年の T A C ( $TAC_{(X年)}$ ) に 1 万トンを追加する ( $TAC_{(X年)} + 1$  万トン)。

(2) 翌漁期年（X + 1 年）は

- ① 前年（X 年）の T A C ( $TAC_{(X年)}$ ) について、大量来遊を含む情報も加味して再計算する ( $TAC_{(X年:再計算)}$ )。
- ② 当該年の T A C ( $TAC_{(X+1年)}$ ) について、大量来遊を含む情報も加味して再計算する ( $TAC_{(X+1年:再計算)}$ )。
- ③ その上で、
  - (i) X 年の実漁獲量（実漁獲  $(X年)$ ）が再計算された X 年の T A C ( $TAC_{(X年:再計算)}$ ) を上回る場合  
→ 当該年の T A C は、再計算値 ( $TAC_{(X+1年:再計算)}$ ) から X 年の実漁獲量（実漁獲  $(X年)$ ）と再計算された X 年の T A C ( $TAC_{(X年:再計算)}$ ) との差分を削減したものに變更する ( $TAC_{(X+1年:変更後)}$ )。

実漁獲  $(X年) > TAC_{(X年:再計算)}$  の場合

$$\Rightarrow TAC_{(X+1年:変更後)} = TAC_{(X+1年:再計算)} - (\text{実漁獲}_{(X年)} - TAC_{(X年:再計算)})$$

(ii) 上記 (i) 以外の場合

→ 当該年の T A C は再計算値 ( $TAC_{(X+1年:再計算)}$ ) から變更しない。

### 3 運用

上記は、行政庁の恣意性のない、形式的・機械的なTAC数量変更の類型として事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で定めておき、発動した場合は事後報告で対応する。

### 4 配分

配分は、当初配分で使用した過去3カ年の漁獲実績を用いることを基本としつつ、関係業界に漁獲実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重して決定する。

—以 上—